

【図表 1 1 3】

憲章・行動指針の枠組

① 憲章・行動指針の枠組

憲章、行動指針には、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割、目標などが示されています。



【図表 1 1 4】

仕事と生活の調和が実現した社会

② 仕事と生活の調和が実現した社会

仕事と生活の調和が実現した社会は、3つの柱で構成され、それぞれに数値目標が示されています。



### **(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のために関係者が果たす役割**

「憲章」では、更に、主な関係者の役割を以下のように示し、具体的には行動指針で定めることとしています。

#### **【企業と働く者】**

企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### **【国民】**

国民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

#### **【国】**

国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

#### **【地方公共団体】**

仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

「行動指針」では、「憲章」が「仕事と生活の調和が実現した姿」として掲げる3つの社会を実現するために必要な諸条件を示すとともに、これを実現するため、企業や働く者、国民、国、地方公共団体が行うべき取組を具体的に示しています。

【図表 1 1 5】

## 関係者が果たすべき役割

### ③ 関係者が果たすべき役割

行動指針では、企業・働く方、国・地方公共団体が、各々の立場で果たすべき役割が明示されています。



## 4. 推進体制及び活動

### 【仕事と生活の調和連携推進・評価部会】

「憲章」及び「行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、企業、労働組合、地方公共団体の代表等が参集した「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を、平成20年4月に設置し、平成23年10月までに19回開催しました。

また、「憲章」・「行動指針」の改定に際しては、新たに盛り込むべき内容について検討を重ね、部会として取りまとめた改定案をトップ会議に諮りました。

今後も、仕事と生活の調和の実現に向けて、引き続きPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる点検・評価を行っていきます。

### 【仕事と生活の調和推進室】

平成20年1月に設置され、政労使、都道府県が密接に連携・協働するためのネットワークを支える中核的組織として、仕事と生活の調和推進に取り組んでいます。

【図表1 1 6】

仕事と生活の調和推進体制図

